

雑損失の繰越控除を受ける方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方で、雑損失の金額を翌年以後に繰り越す場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

確定申告書B用
5ページ参照

種類欄の該当する
項目の文字を○で
囲みます。

※確定申告書B用
5ページ参照

〇〇 税務署長 平成 29 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 B F A 0 1 2 3

住所 XXX-XXXX
〇〇市△△町X-X X-X

氏名 国税 太郎

生年 3 4 9 1 1 6

マイナンバー XXXXXXXXXX

収入金額等
事業所得 5090505
雑損失 5490950
所得金額 7872670

雑損失の繰越控除
繰越金額 5490950

確定申告書B用
5ページ参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

○黒字の場合…
100円未満の端数を
切り捨てた金額(黒
字の金額が100円
未満の場合は「0」)
を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又
は「-」をつけてそ
のままの金額を記
入します。

○ 記載手順については、「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の5ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1234567890

記入例③

80000
70000

【第二表】

(損害に関する事項)

損害の原因	災害	損害金額	18,000,000 円
損害年月日	平成 29 年 7 月 17 日	保険金などで補填される金額	12,000,000 円
損害を受けた資産	自宅	差引損失額	6,000,000 円
		差引損失額のうち災害関連支出の金額	0 円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

確定申告書 B 用
5 ページ参照

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

氏名 〇〇市△△町 X-X X-X
住所 〇〇商会
フリガナ コクセイ タロウ
氏名 国税 太郎

○所得から差し引かれる金額に関する事項

(10) 雑損控除	災害	平成 29 年 7 月 17 日	自宅	損害を受けた資産の種類など
損害金額	18,000,000 円	保険金などで補填される金額	12,000,000 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額
(11) 医療費控除	支払医療費等	円	保険金などで補填される金額	円
(12) 社会保険料控除	社会保険の保険料	543,500 円	支払保険料	円
	国民年金	386,220 円	小規模企業共済等	円
合計	929,720 円	合計		
(14) 新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	268,000 円	
生命保険料の計		旧個人年金保険料の計		
(15) 地震保険料の計	12,000 円	旧長期損害保険料の計		
(16) 寄附金の控除	寄附先の所在地・名称	寄附金	円	
(17) 配偶者・扶養親族等の控除	配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除	
	国税 良子	明・大 49.7.20	配偶者特別控除	
(18) 扶養親族等の控除	扶養親族の氏名	生年月日	控除額	
	国税 一郎	明・大 10.3.10	63 万円	
(19) 扶養控除等の合計			63 万円	

○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円

○雑所得 (公的年金等以外) 総合課税の配当所得 雑所得 一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○特別適用条文等

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与 (控除) 額
			明・大 昭・平		
			明・大 昭・平		

○住民税・事業税に関する事項

14 歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金控除
	国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX		平 21.6.1		
配当に関する住民税の特例	非居住者の特例	給与・公的年金等に係る所得以外 (平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択)	給与から差引き	自分で納付		
非課税所得など	損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の開始・廃止月	他都道府県の事務所等		
別居の配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	給与	一連番号	

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー (個人番号) も記入する必要があります。

【第四表（一）】

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（損失申告用）

FA0054

住所 （又は事業所、居所など）	〇〇市△△町X-X X-X	フリガナ 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎
整理番号		一連番号	

第四表（一）

（平成二十八年分以降用）

1 損失額又は所得金額

A 経常所得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）					⑤9	円
						5,090,505
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額 （④－⑤）	⑦特別控除額
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑧	円
	長期	総合譲渡			⑨	円
	長期	分離譲渡	円	円	⑩	円
	長期	総合譲渡			⑪	円
	一時					⑫
C 山林			円			⑬
D 退職				円	円	⑭
E 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等						⑮
						⑯
				円	円	⑰
F 先物取引						⑱
特例適用条文						

2 損益の通算

所得の種類	①通算前	②第1次通算後	③第2次通算後	④第3次通算後	⑤損失額又は所得金額
A 経常所得 ⑤9	円 5,090,505	第1次 円 5,090,505	第2次 円 5,090,505	第3次 円 5,090,505	円 5,090,505
B 譲渡	短期 総合譲渡 ⑥1	1次	2次	3次	
	長期 分離譲渡（特定損失額） ⑥2 △	次	次	次	
	長期 総合譲渡 ⑥3	通算	通算	通算	
	一時 ⑥4				
C 山林	⑥5				⑥6
D 退職		⑥6			
損失額又は所得金額の合計額					⑦1 円 5,090,505

資産	整理欄
----	-----

【ご注意】

◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。

【第四表（二）】

平成 29 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 (損失 申告 用) F A 0 0 5 9

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理 番号	一連 番号
----------	----------

青色申告者の損失の金額						⑦②	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						⑦③	
変動所得の損失額						⑦④	
被災 資産 の 損失 用 額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで 補填される金額	(C) 差引損失額 (A)-(B)
	山林以外 営業等・農業			..	円	円	⑦⑤ 円
	不動産			..			⑦⑥
	山林			..			⑦⑦
山林所得に係る被災事業用資産の損失額						⑦⑧	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						⑦⑨	

4 繰越損失を差し引く計算

年 分	損 失 の 種 類				④ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑤ 本年分で差し引く損失額	⑥ 繰越加損に振り回して差し引ける損失額 ⑤-④
A 26 年 (3年前)	純 損 失	26年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	円	
			山 林 所 得 の 損 失				
	26年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失					
		被災事業用	山林以外				
		資産の損失	山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑 損 失						
B 27 年 (2年前)	純 損 失	27年が青色の場合	山林以外の所得の損失				F
			山 林 所 得 の 損 失				
	27年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失					
		被災事業用	山林以外				
		資産の損失	山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑 損 失						
C 28 年 (前年)	純 損 失	28年が青色の場合	山林以外の所得の損失				
			山 林 所 得 の 損 失				
	28年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失					
		被災事業用	山林以外				
		資産の損失	山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑 損 失						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					⑧⑩	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					⑧⑪	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					⑧⑫	円	

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ⑧⑬ 5,090,505 円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 ⑧⑭ 400,445 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 ⑧⑮ 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ⑧⑯ 円

資産	整理欄
----	-----

【ご注意】

- ◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。

第四表(二) (平成二十八年分以降用) ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

※ この記載例の収支内訳書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

平成 29 年分収支内訳書(一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

(自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

住 所	〇〇市△△町X-X X-X		フリガナ 氏 名	コクセイ タロウ 国 税 太 郎	事務所所在地	依 頼 氏 名 氏 名 (名称)
事業所 所在地	同上		電 話 番 番 号 (自 宅) (事業所)	XX-XXXX-XXXX		
業 種 名	〇〇業種	屋 号	〇〇商会	加 入 団 体 名 〇〇商組合		電 話 番 号 等

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収入金額	売上(収入)金額 ①	4	3 1 5 5 0 0 0	科 目	旅費交通費 ㊦	9	9 8 2 6
	家事消費費 ②	2	5 5 5 6 0 0		通信費 ㊧	1	1 7 0 0 0
	その他の収入 ③	7	2 0 0 0 0		広告宣伝費 ㊨	2	0 5 0 0 0
	雑 ④	4	3 4 8 2 6 0 0		接待交際費 ㊩	1	6 2 9 9 3
売上取価	商品部(製品)部 ⑤	3	3 3 3 4 5 0 0		損害保険料 ㊪	1	0 5 0 0 0
	仕入金額(製品)部 ⑥	3	4 9 4 6 1 1 1		修繕費 ㊫	6	0 0 0 0 0
	小計 ㉑+㉒ ⑦	3	8 2 8 0 6 1 1		消耗品費 ㊬	2	5 0 0 0 0
	新玉庫品(製品)部 ⑧	3	4 3 2 6 1 1		福利厚生費 ㊭	8	0 0 0 0 7
	差引原価 ㉑-㉒ ⑨	3	4 8 4 8 0 0 0		の ㊮		
	差引金額 ㉑-㉒ ⑩	8	6 3 4 6 0 0		⑪		
経 費	給料費金 ㉑	1	2 7 5 0 0 0	⑫			
	外注工費 ㉒			費 ⑬			
	減価償却費 ㉓	5	6 2 1 5 5	⑭			
	賃借金 ㉔			⑮			
	地代家賃 ㉕	1	4 2 0 0 0	⑯			
	利子割引料 ㉖	1	0 7 0 0 0	⑰			
その他の経費	租税公費 ㉗	1	1 5 0 0 0	経 費 計 ㉘	3	5 4 4 0 9 5	
	荷造運賃 ㉘			専任者控除 ㉙	5	0 9 0 5 0 5	
	水道光熱費 ㉚	1	7 4 1 7 4	所得金額 ㉚	5	0 9 0 5 0 5	

氏 名 (年齢)		月	給料賃金	合 計	市県税及び労働保険料 市県税の源泉徴収額
〇〇 〇	(26歳)	12	1,020,000円 255,000	1,275,000	12,500
	(歳)				
	(歳)				
その他(人分)					
計	延べ 従事 日数	1 2	1,020,000 255,000	1,275,000	1 2 5 0 0

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳			
支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうちの必要経費算入額 円	所得税及び消費税等 引算額の源泉徴収額 円

○事業専従者の氏名等				【税務署管理欄】	
氏 名	(年齢)	続 柄	従事月数		
	(歳)		月	61	
	(歳)			62	
	(歳)			63	
	(歳)			64	
	(歳)			65	
延べ従事月数				66	

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。